

福島県水環境保全基本計画（答申案）

〈概要版〉

平成 23 年 2 月

福 島 県

# 第1章 総説

## 1 計画改定の趣旨

福島県では、平成8年に「福島県水環境保全基本計画」を策定し、県民、事業者、各種団体及び行政の参加と連携、協働により水環境保全に取り組んできました。

これまでの成果として、有機性汚濁の代表的指標であるBODやCODの水質環境基準達成率は着実に改善してきました。

一方で、湖沼などの閉鎖性水域では水質環境基準が達成されていないことや、平成21年度に実施した県政世論調査の結果、満足度が低い項目があるなどの課題が残されています。

このような中、継続して今後も課題に取り組んでいくために、前計画の基本目標や基本理念を引き継ぎ、この計画を改定しました。

この計画は水環境の側面から福島県総合計画や福島県環境基本計画を具現化し、豊かな水環境を引き継いでいくためのものです。

## 2 計画の性格

- ① 本県の水環境を保全するための基本的方向を示すものです。
- ② 水質や水量などの水、水辺地や生物多様性などの水を取巻く環境を包括的にとらえ、豊かな水環境を将来にわたって保全し、引き継いでいくための総合的施策を示すものです。
- ③ 県内各地域の特性を生かし、県民、事業者、各種団体及び行政が参加と連携、協働して水環境の保全に取り組むための指針となるものです。

## 3 計画の期間

上位計画である「福島県総合計画」及び「福島県環境基本計画」が描く将来展望（30年程度先）や目標年度（平成26年度）を共有し、平成23年度から平成26年度までの4か年計画とします。

## 第2章 基本理念と基本方針

### 1 基本理念

水環境を保全するため、次に掲げる3つの基本理念を踏まえて、総合的かつ計画的な施策を進めていきます。

#### (1) 豊かな水環境の継承

良好な水質や豊富な水量、多様な生物が共生する恵み豊かな水を未来へ引き継いでいくことができるように、水環境の保全を図ります。

#### (2) 健全な水循環の確保

水環境は水の循環の中で形成されており、この循環を通して人の生活や社会活動あるいは自然環境を支える重要な役割を果たしています。

このような循環の中で、水環境の恩恵を享受していることを認識し、人間のさまざまな活動と自然環境が調和した健全な水循環の確保を図ります。

#### (3) 水環境を介した地域社会の活性化

水を活かした地域の営みを再認識し、県民、事業者、各種団体の主体的な取り組みと、行政を含めた相互の連携と協働により水環境の保全活動を進め、地域の新たな活力の創出を図ります。

## 2 基本方針

基本理念を踏まえ、水環境保全施策の柱となる基本方針を、「水質、水量、水辺地、生物多様性」の観点から、次の5つとします。

### (1) 清らかで安全な水質の保全

清らかで安全な水を確保することは、良好な水環境形成の基本です。

特に、私たちの生活に欠くことのできない飲み水の確保は最も重要なことです。このため、水道水の水源地域の森林などがもっている自然浄化作用を維持、回復するとともに、工場・事業場の排水対策や生活排水対策などを推進し、水源などの水質を将来にわたって守っていきます。

また、河川や湖沼、海域において、その水域の特性に合った良好な水質を将来にわたって保全していきます。

### (2) 水循環の保全による豊かな水量の確保

森林や農地などの自然環境を守ることを通して、水源かん養機能などを高めるとともに、健全な水循環を維持、回復し、河川や湖沼などにおいて豊かな水量を確保していきます。

また、近年増加している局地的、突発的な豪雨に対処するため、市街地での保水、浸透を積極的に進め、地下水のかん養や洪水防止を図り、安定した水量を保っていきます。

### (3) 多様な生物が共生する、人々が親しむ水辺地の保全

水辺地は、多くの生物にとってその生息や生育には欠かせない大切な場であり、そこでは多様な生物による豊かな活動が営まれています。

また、水辺地は私たちの生活に安らぎと潤いを与えてくれる場として重要な役割を担っています。

このような多様な生物が共生し、人々が水に親しみふれあう水辺地を保全していきます

### (4) 水を大切にすることを育てる、水環境を守る活動の推進

文化や産業における人と水の関わりには長い歴史があり、その中で培われた水の大切さを次世代に伝えていくことは重要です。

幼少期からの水とのふれあいや学びなどを通し、水の大切さを認識し、水の恩恵に感謝する心を育てていきます。

水を活かした地域の活性化を図るため、上流から下流までが一体となった県民、事業者、各種団体及び行政の参加と連携、協働による水環境保全活動の輪を広げていきます。

### (5) 水環境を守る調査研究の推進

水環境に関する問題は、ますます多様化、複雑化してきていることから、水環境保全への適切な取組みを進めるため長期的かつ多面的な調査や研究を行い、その成果を県民に分かりやすい形で情報提供するとともに、大学などの研究機関及び行政が一体となって問題の原因究明に努め、早期に解決するための対応策や未然防止策を検討し実施していきます。

県民、事業者、各種団体及び行政などの各主体が連携しながら地域の水環境問題に協働して取り組み、環境教育・学習や情報収集・提供、調査研究などの総合的な拠点機能の充実に努めます。

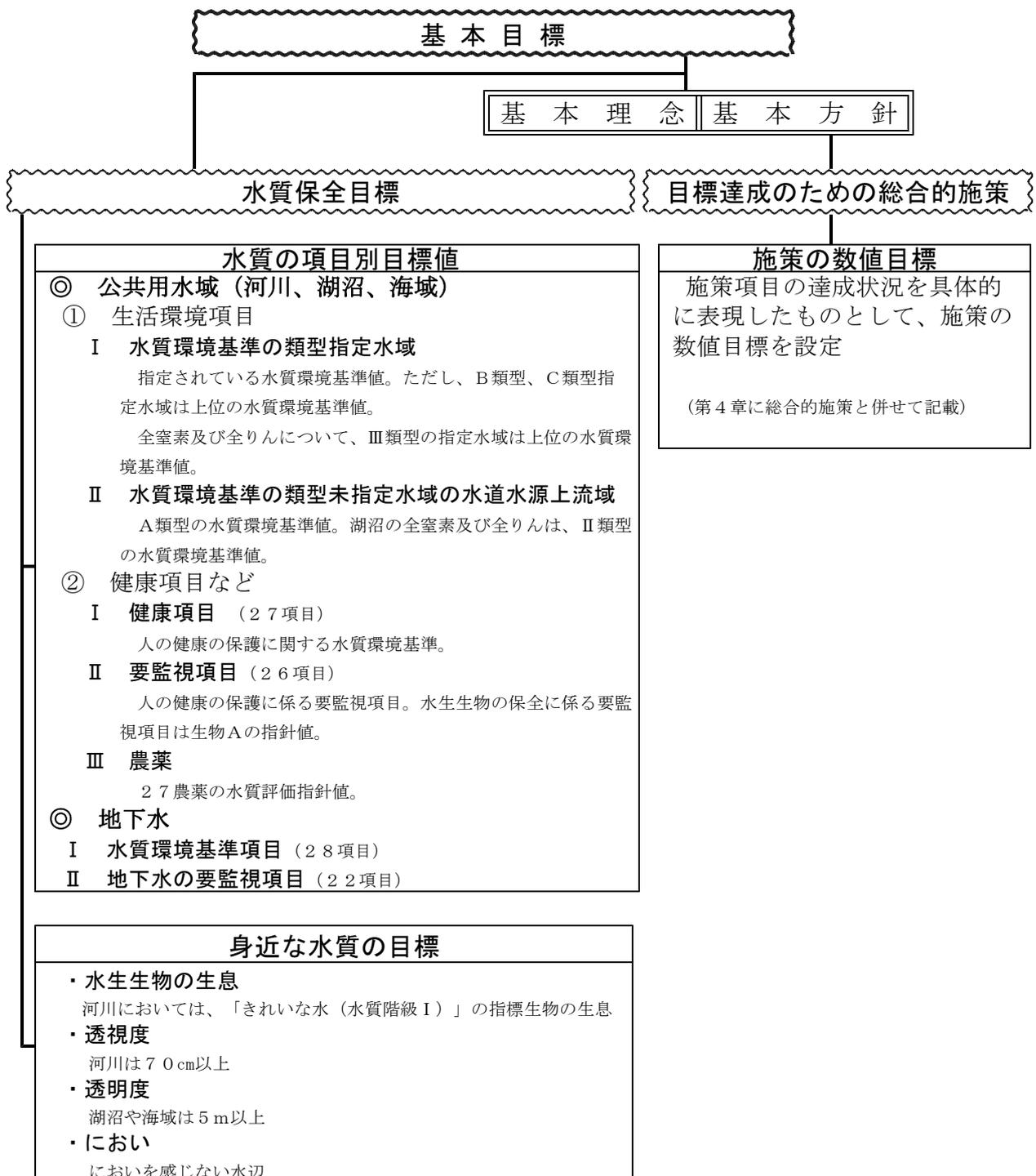
# 第3章 目標

## 1 計画の基本目標

本県が誇る「清らかに流れる川、紺碧<sup>こんぺき</sup>の湖、潮目<sup>しおめ</sup>の海」の中で、人々と水とのさまざまな関わりや多様な生物の共生を身近に感じられる

「ほんとの川 ほんとの湖 ほんとの海」

の実現を基本目標とします。



# 第4章 目標達成のための総合的施策

〔 施策の数値目標  
現況値(H21) ⇒ 目標値(H26) 〕

## 1 清らかで安全な水質の保全

- (1) 水道水源の保全
- (2) 生活排水対策の推進
- (3) 産業系排水対策の推進
- (4) 地下水汚染対策などの推進
- (5) 化学物質などによる水質の汚染の防止
- (6) 河川、湖沼、海域の浄化対策の推進
- (7) 水質監視体制の強化

森林整備面積  
12,658ha ⇒ 61,000ha(累計)

水源かん養保安林の指定面積  
69,820ha ⇒ (モニタリング指標)

汚水処理人口普及率  
73.1% ⇒ 80.0%以上

工場・事業場の排水基準適合率  
88.8% ⇒ 100%

エコファーマー数  
16,977人 ⇒ 20,000人以上

地下水の汚染対策が完了した地点の割合  
7.7% ⇒ (モニタリング指標)

県内の製造品出荷額等1億円当たりの化学物質排出量  
99.7kg(H20) ⇒ 70kg

リスクコミュニケーション  
実施工場・事業場数  
47件 ⇒ 130件

工場・事業場の立入検査件数  
757件 ⇒ 850件

## 2 水循環の保全による豊かな水量の確保

- (1) 水源かん養機能、土壌の保水・浸透機能の維持向上
- (2) 水の合理的利用の推進

耕作放棄地解消面積  
162.4ha ⇒ 2,000ha以上(累計)

森林整備面積  
12,658ha ⇒ 61,000ha(累計)

水源かん養保安林の指定面積  
69,820ha ⇒ (モニタリング指標)

3 多様な生物が共生する、人々が親しむ水辺地の保全

(1) 多様な生物の共生する環境の保全

水生生物調査（せせらぎスクール）による水質階級Ⅰの比率  
55.2% ⇒ （モニタリング指標）

(2) 水質浄化機能が発揮できる豊かな水辺地の保全

市民参加型の外来魚駆除活動数  
6活動 ⇒ 8活動

(3) 水とふれあう場の保全と創造

カワウ捕獲上限数に対する捕獲数の比率  
98.5% (H20) ⇒ 100%

うつくしまの川・サポート制度の  
取組み団体数  
42団体 ⇒ 48団体以上

水と親しめるふくしまの川づくり箇所数  
67か所 ⇒ 73か所

4 水を大切に  
する心を育てる、  
水環境を守る活動の推進

(1) 水環境保全活動の推進

環境アドバイザーなど派遣事業の  
受講者数  
22,259人 ⇒ 30,000人

(2) 環境教育の推進

せせらぎスクール参加団体数、  
延参加者数  
56 団体 ⇒ 200 団体  
8,510人 ⇒ 10,000人

(3) 水を活用した地域の活性化

5 水環境を守る  
調査研究の推進

(1) 調査研究の充実

(2) 総合的な拠点機能の充実

※モニタリング指標：目標値は設定していないが毎年状況を把握してその結果を施策に反映するもの

## 第5章 計画の推進に向けて

### 1 県民の参加及び事業者の協力

#### (1) 県民の活動

- ア 節水や生活排水対策を進め水環境への負荷の低減に努めるとともに、地域の河川や水路などの清掃活動を行うなど環境美化に努めることが大切です。
- イ 地域における水生生物調査の実施や水辺地の生物の生息環境などを見守るなど水環境の現状を把握するとともに、身近な水環境づくりに参加し関係者と協力しながら水環境保全活動を推進することが望まれます。

#### (2) 事業者の活動

- ア 事業活動に伴う水環境への負荷の低減に最大限の努力をすることが望まれます。
- イ 従業員の水環境保全に関するボランティア活動の促進や、地域における水環境保全活動を積極的に支援することが求められています。

### 2 市町村との連携

- 身近な水環境の保全と創造は、地域の特性を生かし住民の意向を反映させた地域づくりのなかで、市町村が主体的に進めることが望まれます。
- 流域の関係市町村が一体となって水環境の保全に取り組むことが大切であり、本計画の趣旨に沿って県と連携しながら総合的かつ計画的な水環境の保全対策に取り組んでいくことが望まれます。

### 3 計画の推進体制

- 全庁的に推進していくとともに、本計画の基本目標の実現のために、環境保全団体や市町村などの関係機関の理解と協力のもとに施策の推進に努めます。

### 4 計画の進行管理

#### (1) 計画の進行管理

PDCAサイクルにより、本計画の目標などの進行管理を行い、継続的な改善を図ります。

#### (2) 計画の見直し

今後の水環境の状況の変化と社会経済情勢などに対応して、また、PDCAサイクルに基づいた進行管理により必要に応じて見直しを行います。